

清瀬市立学校特別支援学級再編計画

～公共施設再編を踏まえた特別支援学級の新設・移設計画～

令和3年12月
清瀬市教育委員会

はじめに

- 清瀬市教育委員会では、第四次長期総合計画の基本理念「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」の視点に立ち、第二次清瀬市教育総合計画マスタープランを策定し、具体的な教育改革を進めてきました。そして、その一環として平成31年3月に「清瀬市特別支援教育推進計画 第四次実施計画」を策定しました。
- この第四次計画は、近年の国や都における特別支援教育の推進の流れを受け、インクルーシブ教育システムの構築に向けた様々な取組を展開していこうと計画されたもので、障害のある子供も障害のない子供も、共に生きる共生社会の実現を目指しています。
- 第四次計画がスタートから3年が経過し、これまで、小学校特別支援教室の開室、中学校特別支援教室の開室、各学校に設置した支援ルームでの個別支援体制の充実、就学相談員と医師による継続した就学相談支援「フォローアップ」の開始、大学と連携した教員研修の充実など、着実にその成果を上げてきました。
- そして、この度、清瀬市の特別支援学級の現状を踏まえ、「清瀬市立学校特別支援学級再編計画」を作成し、その実現に向けた取組を始める運びとなりました。
- 本計画には、「特別支援学級設置校の数が少ない」、「特別支援学級設置校の1校あたりの特別支援学級の児童・生徒数及び学級数が増加傾向にある」、「在籍人数の増加により、交流及び共同学習の機会が減り、きめ細かな指導が困難な状況になってきている」などの清瀬市立学校特別支援学級における現状と課題から、特別支援学級新設・移設に関わる具体的な計画を示しました。
- また、障害の有無に関わらず、個々の違いを認め、全ての子供たちが生き生きと活躍できる共生社会の形成に資するため、子供たちの能力や可能性を伸ばす多様で柔軟な特別支援教育を展開していく方向性を示した計画となっています。
- 清瀬市教育委員会においては、今後の公共施設再編の動向を踏まえつつ、本計画に基づき、支援を必要とする全ての子供たちへの特別支援教育を充実させてまいります。併せて、各学校におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、全ての教員、保護者、児童・生徒が系統的、組織的、継続的に関わっていく支援体制作りを目指して、特別支援学級の再編について推進してまいります。

令和3年12月 清瀬市教育委員会
教育長 坂田 篤

もくじ

第1章	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
1	清瀬市における特別支援学級等の沿革	
2	清瀬市特別支援教育推進計画(概要)	
3	計画の背景	
第2章	清瀬市立学校特別支援学級の現状と課題・・・・・・・・	P 7
1	特別支援学級の設置状況について	
2	特別支援学級における指導の現状	
3	本市における推進体制の現状	
第3章	基本的な方向性・・・・・・・・・・・・・・・・	P14
1	再編の基本的な考え方	
2	再編計画の実施時期	
第4章	再編計画の具体的な展開・・・・・・・・・・・・・・・・	P16
1	公共施設再編計画も視野に入れた、特別支援学級の移設・新設	
2	交流及び共同学習の充実	
3	推進体制の構築	
4	教員の資質の向上	

第1章 計画策定の背景

1 清瀬市における特別支援学級等の沿革

【特別支援学級】

- 昭和 43 年 4 月 1 日 ひばり学級開設
清小 知的障害固定制特別支援学級（以下、知的）
自閉症・情緒障害固定制特別支援学級（以下、情緒）
- 昭和 45 年 4 月 1 日 けやき学級開設（三小 知的・情緒）
- 昭和 54 年 4 月 1 日 けやき学級移設（七小 知的・情緒）
※ 三小からの移設
- 昭和 51 年 4 月 1 日 1 組（清瀬中 知的・情緒）
※ 前身は、東京都立清瀬小児病院内の院内学級
（昭和 29 年 1 月 16 日に発足）

【特別支援教室】

- 平成 15 年 4 月 1 日 くぬぎ学級開設
八小 情緒等通級学級
- 平成 29 年 3 月 31 日 くぬぎ学級閉級
- 平成 30 年 4 月 1 日 小学校特別支援教室開設（全校拠点校式）
- 平成 31 年 4 月 1 日 中学校特別支援教室開設（五中 巡回拠点校式）

2 清瀬市特別支援教育推進計画（概要）

（1） 第一次実施計画（策定：平成 19 年 2 月 実施：平成 19 年～24 年）

<学校>

- ① 総合的な教育体制（校内委員会の設置、コーディネーターの指名、役割の提示、全教職員への研修会の充実、個別的教育支援計画・個別指導計画の作成、就学支援シート）
- ② 教育内容・方法の充実（個別的教育支援計画の策定と充実・発展、個別指導計画〔通常の学級・通級指導学級〕）

<市教委・関係機関>

- ① 特別支援教育体制の整備（小学校「特別支援教室」の設置、非常勤職員の配置、特別支援学校とのチーム支援、他関係機関との連携）
- ② 関係機関との連携、支援（特別支援学校のセンター的機能を活用したチーム支援）
- ③ 副籍制度（地域指定校の決定システム、副籍の着実な実施）
- ④ 教育相談の在り方（教育相談室が中心、きめ細やかな就学相談）
- ⑤ 児童・生徒及び保護者等への理解啓発（交流及び共同学習の実施、HP等を活用した広報活動）

（2） 第二次実施計画（策定：平成 25 年 2 月 実施：平成 25 年～27 年）

<学校>

- ① 総合的な教育体制（管理職の専門性向上、教育計画に関わる研修会、コーディネーターの主任指名・複数指名、コーディネーターの組織運営など資質向上、研修会充実、校内委

員会の役割と具体的業務内容の提示、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等外部専門家の積極的参加)

- ② 教育内容・方法の充実(各種様式の統一化、保幼小の接続カリキュラムの作成、作成に関わる外部スタッフによる支援)

<市教委>

- ① 特別支援教育体制整備(特別支援教室の具体的研究、入退級システム構築、特別支援教室専門員の配置、指導時間数と内容拡大、障害種別の固定学級の設置と施設分離)
- ② 相談及び支援体制の整備・充実に向けて(教育相談センターの総合相談支援センター(仮称)化、就学相談への専門家チームの参加、センターと特支教室の整備)

<関係機関>

- ① 副籍制度の充実(地域指定校の決定、直接・間接交流の充実、事例集等の作成)
- ② 専門家チームによる学校支援(心理士、スクールソーシャルワーカー、巡回相談員、指導主事、就学相談員によるチーム支援、大学等との連携、総合相談支援センターの計画)
- ③ 理解啓発(リーフレット、交流及び共同学習事例集作成、諸会議等への参加・講演)

(3) 第三次実施計画(策定：平成28年2月 実施：平成28年～30年)

<学校>

- ① 総合的な教育体制(管理職の専門性向上、コーディネーターの主任指名と複数指名、校内研修の充実、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導の推進)
- ② 校内委員会の充実(関係機関との連携、校内委員会への外部者の招聘、差別解消に向けた会議体としての使命、入室判断の機能)

<市教委>

- ① 体制整備(特別支援教室の設置、特別支援教室の入退室判定基準、障害種別の指導方法の工夫、インクルーシブ教育システムの構築)
- ② 指導及び支援の充実と継続性の強化(学校生活支援シート、個別指導計画の充実、就学支援シート、保幼小接続カリキュラム、学級経営補助員の制度検討)
- ③ 相談体制の整備及び機能強化(就学相談事前相談の充実、決定後の学校支援の充実、校内判定会議の機能化、就学時健診への積極的参加、総合相談支援センター構想)

<関係機関>

- ① 副籍制度の充実(間接交流「お便りシート」の活用、特支学校保護者会への参加、特別支援学校コーディネーターの招聘、直接交流前の出前授業)
- ② 専門家チームによる学校支援(専門家チームによる巡回相談の継続)
- ③ 理解啓発(リーフレット、ホームページ、市報、保護者向け研修会・講演会)

(4) 第四次実施計画(策定：平成31年3月 実施：平成31年～令和4年)

<学校>

- ① 支援体制の充実(ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導の充実、スクールカウンセラーとの連携強化、インクルーシブ教育の充実、専門家の招聘)

<市教委>

- ① 特別支援学級の在り方(合わせた指導と自立活動の指導の適正化、小中の特別支援学級の新設準備)、特別支援教室対象生徒の明確化、専門員の配置

- ② 特別支援教室（小学校全校拠点方式・中学校拠点巡回方式で設置、三校グループによる連絡協議会、対象児童・生徒の明確化、標準指導時間）
- ③ 特別支援教室の支援体制（巡回指導教員、巡回相談員、特別支援教室専門員、コーディネーター、スクールカウンセラー）
- ④ 一貫した支援体制（就学支援シート、個別の教育支援計画、個別指導計画、保幼小の連携）

<関係機関>

- ① 特別支援学校との連携（学校コーディネーターとの連携、三市合同研修会）
- ② 「とことこ」との連携（知的遅れのない学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症スペクトラムの児童・生徒や養育上困難に起因発達障害の児童・生徒の支援）
- ③ 副籍制度充実（お便りシート、コーディネーター連絡協議会における事例検討研修の充実）
- ④ 専門家チーム（巡回相談等専門家の学校支援、教育総合支援センターの設立・機能化）

3 計画の背景

（１）清瀬市の特別支援学級のこれまでの歴史と近年の現状・課題

- 清瀬市では、昭和４０年代に知的障害特別支援学級が設置されたのち、実態を鑑みて自閉症・情緒障害特別支援学級が併設されて設置された経緯がある。
- 当時は、まだ知的障害や自閉症、情緒障害に対する指導方法などの研究は始まったばかりで、手探りの中でのスタートであった。
- それから４０年以上の経過とともに、指導方法などの研究が進んでくる中で、徐々に特別支援学級を併設している学校の課題が見られるようになってきた。
- 近年では、実践的な研究が進み、知的障害や自閉症、情緒障害等の障害種ごとに応じた児童・生徒への指導の方法や対応の仕方が開発されてきた。
- 同時に、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学ぶことのよさを生かした、特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流や共同学習が推進されてきた。
- 本市では、知的と情緒が併設されている環境であるために、「特別支援教育」という枠組みの中で、それらが混在した指導が続いてきた実態や交流や共同学習の適正な実施が図りづらいという課題が現れてきた。
- 更に近年では、「特別支援学級設置校の数が少ない」、「特別支援学級設置校の１校あたりの特別支援学級の児童・生徒数及び学級数が増加傾向にある」、「特別支援学級の児童・生徒数が多く、通常の学級との交流及び共同学習の機会が減ってきている」などの課題が現れてきた。（詳細は第２章）

（２）清瀬市特別支援教育推進計画 第四次実施計画

- 第四次実施計画で示された事項に基づき、特別支援学級の移設・新設を行う。しかし、公共施設の再編等、財政面も踏まえ、より実効性があり、柔軟な計画を練るために本計画の策定に至った。

第2章 清瀬市立学校特別支援学級の現状と課題

1 特別支援学級の設置状況について

(1) 他市と比較した本市の特別支援学級の設置の状況

① 障害種別の特別支援学級設置状況（令和2年5月1日現在）

＜小学校＞ ※知的の（ ）内は全学校数における設置校数の割合 (校)

	学校数	知的	情緒	難聴	言語	弱視
A市	15	5 (33%)			1	
B市	12	4 (33%)		1	1	
C市	18	4 (22%)	4		2	
D市	19	6 (31%)			1	
E市	9	2 (22%)	2	1	1	
清瀬市	9	2 (22%)	2			

＜中学校＞ ※知的の（ ）内は全学校数における設置校数の割合 (校)

	学校数	知的	情緒	難聴	言語	弱視
A市	7	2 (28%)				
B市	7	3 (42%)		1		
C市	9	3 (33%)	3			
D市	8	5 (62%)				
E市	5	2 (40%)				
清瀬市	5	1 (20%)	1			

② 知的及び情緒の学級数及び在籍人数（令和2年9月1日現在）

＜小学校＞ ※上段が知的・下段が情緒 左が学級数・右が在籍人数

	学校名（学級数：在籍人数） ※上段が知的、下段が情緒											
A市	あ	知(3:21)	い	知(2:15)	う	知(2:15)	え	知(3:21)	お	知(2:13)		
	小学校		小学校		小学校		小学校		小学校			
B市	あ	知(2:14)	い	知(4:32)	う	知(2:12)	え	知(3:23)				
	小学校		小学校		小学校	情(3:20)	小学校	情(3:22)				
C市	あ	知(6:42)	い	知(5:37)	う	知(4:28)	え	知(3:23)				
	小学校	情(2:11)	小学校	情(2:12)	小学校	情(1:6)	小学校	情(2:12)				
D市	あ	知(3:19)	い	知(5:38)	う	知(3:21)	え	知(4:29)	お	知(4:32)	か	知(4:30)
	小学校		小学校		小学校		小学校		小学校		小学校	
E市	あ	知(4:26)	い	知(5:33)								
	小学校	情(2:16)	小学校	情(2:13)								
清瀬市	あ	知(5:33)	い	知(5:36)								
	小学校	情(2:9)	小学校	情(1:4)								

<中学校>

※ 上段が知的・下段が情緒、左が学級数・右が在籍人数

	学校名（学級数：在籍人数） ※上段が知的、下段が情緒											
A市	あ	知(4:30)	い	知(3:19)								
	中学校		中学校									
B市	あ	知(1:6)	い	知(2:15)	う	知(2:10)						
	中学校		中学校		中学校							
C市	あ	知(4:29)	い	知(5:35)	う	知(4:26)						
	中学校	情(1:5)	中学校	情(2:15)	中学校	情(1:8)						
D市	あ	知(3:18)	い	知(3:22)	う	知(1:5)	え	知(2:12)	お	知(3:21)		
	中学校		中学校		中学校		中学校		中学校			
E市	あ	知(4:26)	い	知(8:60)								
	中学校		中学校									
清瀬市	清瀬	知(3:23)										
	中学校	情(2:9)										

課 題

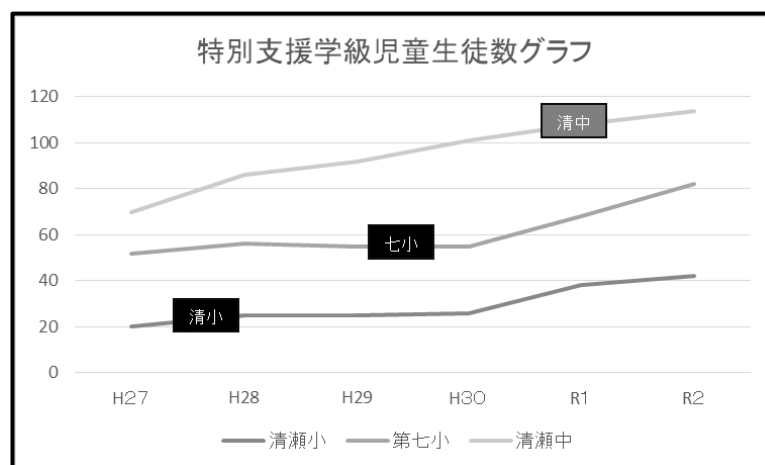
- 知的について、設置校数の割合が少ない傾向にあり、一校あたりの学級数が多い。
- 知的及び情緒の併設校のため、一校あたりの特別支援学級の学級数が多い傾向にある。

(2) 本市における在籍児童・生徒数の変容

<各校別在籍児童・生徒数（令和2年5月1日現在）> (人)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
清瀬小	20 (4)	25 (3)	25 (4)	26 (4)	38 (9)	42 (9)
第七小	32 (6)	31 (4)	30 (4)	29 (3)	30 (3)	40 (4)
清瀬中	18 (6)	30 (11)	37 (10)	46 (19)	40 (11)	32 (9)

※ () 内は、情緒の内数



課 題

- 各校の特別支援学級の在籍児童・生徒数が増加傾向にある。

(3) 本市におけるスクールバスの利用状況 (人)

学校名	登下校	H27	H28	H29	H30	R1	R2
清瀬小	登校便	2	6	7	7	13	9
	下校便	2	4	5	5	11	11
第七小	登校便	5	3	2	3	4	8
	下校便	5	4	2	2	3	6

※ 原則、低学年が優先

課 題

- スクールバスの利用者（小学校1～3年生）が増加傾向にある。

(4) 多摩地区における難聴学級、言語学級の設置状況（令和2年5月1日現在）

① 26市の設置状況

<小学校>

- ・言語学級・・・26市中22市
- ・難聴学級・・・26市中16市

<中学校>

- ・言語学級・・・なし
- ・難聴学級・・・26市中4市

なお、人口規模が小さい場合は設置していない傾向にある。

② 他市に通級している児童の数（令和2年度5月1日現在）

<小学校>

- ・言語学級・・・令和2年度1名
令和元年度1名
- ・難聴学級・・・令和2年度2名
令和元年度2名

<中学校>

- ・言語学級・・・なし
- ・難聴学級・・・なし

課 題

- 他市との比較の中で、言語学級対象児童への支援が求められている。

2 特別支援学級における指導の現状

(1) 共同学習（特別支援学級の在籍者が通常の学級で学習すること）の実施状況

	知的	情緒
清瀬小 (R2年度)	・国語（5年1名 週5回） ・社会（5年1名 週5回） ・算数（5年1名 週5回） ・外国語（5年1名 週5回） ・図工（5年1名 週5時間）	実施なし
第七小 (R1年度)	実施なし	実施なし
清瀬中 (R2年度)	・英語（1年1名、週4回） ・数学（1年1名、週4回） ・音楽（1年5名、2年9名、3年6名、週1回）	・音楽（1年3名、2年2名、3年2名、週1回）

課 題

- 一校に多数、複数種の特別支援学級が設置されているため、通常の学級での共同学習の受け入れが困難である。

(2) 情緒における指導体制（令和2年5月1日現在）

	教員数	講師数	他教員の指導
清瀬小	3（全）	2（6時間）	
第七小	2（全）	2（6時間）	
清瀬中	3（美術、英語、保健体育）	3（社会、理科、英語）	通常学級教員1名（技術） 知的障害学級教員4名（音楽、家庭、国語、数学）

※（ ）内は専門とする教科

課 題

- 共同学習の受け入れが困難なため、知的な障害が認められない情緒の中学校生徒に対する教科等の指導において、一部専門免許をもたない教員が指導を行っている現状がある。

(3) 中学校における情緒における生徒の進路状況

	H27	H28	H29	H30	R1
高（全普）	0	0	1	2	3
高（全専）	0	0	1	0	0
高（定普）	0	0	0	0	0
高（定専）	0	1	1	2	2
その他	0	0	0	2	0
特別支援学校	2	3	1	1	0

課 題

- 情緒の生徒の進学先は、知的な遅れがないことを前提とした高等学校に入学傾向が強まってきているため、教科指導の充実を図る必要がある。

(4) 特別支援学級における遠足や旅行・集団宿泊的行事の現状（令和2年度）

◎が通常の学級との交流及び共同学習で実施しているもの

① 清瀬小学校

<知的>	1年	2年	3年	4年	5年	6年
遠足1(校外学習)	◎	◎	◎	◎		
遠足2(社会科見学)				◎	◎	◎
遠足3(ひばり校外)	○	○	○	○	○	○
宿泊1(ひばり宿泊)	○	○	○	○	○	○
宿泊2(日光)						◎
<情緒>	1年	2年	3年	4年	5年	6年
遠足1(校外学習)	◎	◎			◎	◎
遠足2(社会科見学)					◎	◎
遠足3(ひばり校外)	○	○			○	○
宿泊1(ひばり宿泊)	○	○			○	○
宿泊2(日光)						◎

② 第七小学校

<知的>	1年	2年	3年	4年	5年	6年
遠足1(航空公園)	◎	◎				
遠足2(多摩主山)			◎	◎		
遠足3(日和田山)	○	○	○	○	○	○
宿泊1(立科)	○	○	○	○	○	○
宿泊2(日光)						○
<情緒>	1年	2年	3年	4年	5年	6年
遠足1(多摩主山)			◎	◎		
遠足2(日和田山)			○	○		
宿泊1(立科)			○	○		

② 清瀬中学校

<知的>	1年	2年	3年
遠足1(金山緑地)	◎	◎	
遠足2(校外学習・多摩地区)	◎		
遠足3(校外学習・都内)		◎	
宿泊1(スキー教室・菅平)		◎	
宿泊2(修学旅行・関西)			◎
<情緒>	1年	2年	3年
遠足1(金山緑地)	◎	◎	
遠足2(校外学習・多摩地区)	◎		
遠足3(校外学習・都内)		◎	
宿泊1(スキー教室・菅平)		◎	
宿泊2(修学旅行・関西)			◎

課 題

- 小学校特別支援学級における遠足や旅行・集団宿泊的行事において交流及び共同学習が十分になされておらず、特別支援学級単独での行事が多い。

3 本市における推進体制の現状

(1) 情緒から通常の学級の転籍状況

	H27	H28	H29	H30	R1
小・情緒在籍人数	10	7	8	8	14
次年度 転籍数	0	0	0	1	1 ※中学校の通常学級に進学
中・情緒在籍人数	6	11	10	19	12
転籍数	0	0	0	0	0

課 題

- 情緒から通常の学級への転籍がほとんどない。

(2) 各学校における特別支援教育コーディネーターの人数

	H28	H29	H30	R1	R2
清瀬小	2	2	2	2	3
芝山小	2	2	3	3	3
第三小	3	3	3	3	3
第四小	1	1	1	2	2
第六小	2	2	3	3	3
第七小	4	4	5	6	5
第八小	2	2	3	3	3
第十小	3	3	3	3	3
清明小	2	3	3	3	2
清瀬中	2	2	2	2	2
第二中	2	2	2	2	2
第三中	2	2	2	2	2
第四中	2	2	2	2	2
第五中	2	2	2	2	2

(3) 各学校における特別支援教育校内委員会の実施状況

	H28	H29	H30	R1	R2
清瀬小	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回
芝山小	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回
第三小	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回
第四小	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回
第六小	学期1回	学期1回	週1回	週1回	週1回
第七小	学期1回	学期1回	学期1回	学期1回	学期1回
第八小	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回
第十小	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回
清明小	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回
清瀬中	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回
第二中	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回
第三中	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回
第四中	学期1～2回	学期1～2回	週1回	週1回	週1回
第五中	毎週1回	毎週1回	毎週1回	毎週1回	毎週1回

課 題

- 個別指導計画の評価・検証を踏まえた校内の組織体制の充実を図る必要がある。

第3章 基本的な方向性

1 再編の基本的な考え方

- 一校あたりの特別支援学級数を減らして、指導スペースにゆとりをもたせます。
- 一校一障害種として、通常の学級との「交流及び共同学習」を充実させる環境を整え、より一人一人に応じた指導を実現させます。
- 公共施設の再編や地理的条件を踏まえた設置を行います。

<参考>

「清瀬市特別支援教育推進計画（第四次実施計画）＜重点＞」

- 1 特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、系統性のある一貫した支援を行います。
- 2 ユニバーサルデザインの視点を取り入れた教育を推進します。
- 3 多様なニーズに応えるため、支援体制を整え、子供たちの能力や可能性を伸ばします。

2 再編計画の実施時期

(1) 中・長期計画

清瀬市特別支援教育推進計画に準ずる。

ただし、財政面も鑑み、公共施設再編計画の進捗状況により変更もあり得る。

(2) 実施計画

- ① 計画の策定時期・・・令和3年（2021年）2月
- ② 計画期間・・・・・・令和3年（2021年）4月から随時、状況に応じて実施

<参考>

「清瀬市特別支援教育推進計画（第四次実施計画）」

第2章 教育委員会における取組の充実に向けて

1 特別支援教育体制の整備

(1) 特別支援学級の指導力向上について

① 特別支援学級の具体的な在り方

イ 特別支援学級の新規開設

特別支援学級に通う児童・生徒数が年々増加するなど、特別支援教育に対するニーズは益々増えている。こうした状況に対応できるよう、特別支援学級の新たな設置を検討する。

i 小学校特別支援学級の新規開設

小学校の特別支援学級（知的・情緒）の児童数増加に対応するため、市東部に特別支援学級を新たに開設することを検討し、平成 32（2020）年度に開設する。

ii 中学校特別支援学級の新規開設

中学校の特別支援学級（知的・情緒）の生徒数増加に対応するため、市南部に特別支援学級を新たに開設することを検討し、平成 33（2021）年度に開設する。

第4章 再編計画の具体的な展開

1 公共施設再編計画も視野に入れた、特別支援学級の移設・新設

取組の方向性

- 一校あたりの特別支援学級数を減じるため、特別支援学級を移設・新設
- 障害種別に分けて、一校一障害種を前提に特別支援学級を設置
- 10年後を見据え、公共施設再編も見越した特別支援学級の設置

取組の具体

(1) 特別支援学級新設・移設計画

- ① 第一期 小学校の情緒を新設し、現在設置している学校から移設することで、特別支援学級設置校の1校における特別支援学級の数进行分散する。

時 期 令和3年～

<情緒学級> 2校（清瀬第三小学校、清瀬第八小学校）

令和3年度から令和5年度までの3年間をかけて清小、七小から移設し、学級数进行分散

清瀬小学校 ⇒ 清瀬第八小学校（令和4年度第一学年から）

清瀬第七小学校 ⇒ 清瀬第三小学校（令和4年度第一学年から）

※ 令和3年度は、試行として低学年を中心に、新設校へ体験・訪問・見学を行う。

- ② 第二期① 中学校の知的を新設し、現在設置している学校から移設することで、特別支援学級設置校の1校における特別支援学級の数进行分散する。

時 期 令和4年～

<知的学級> 2校（清瀬第二中学校、清瀬第三中学校）

令和4年度から令和6年度までの3年間をかけて清瀬中学校から移設し、学級数进行分散

清瀬中学校 ⇒ 清瀬第二中学校、清瀬第三中学校（令和5年度第1学年から）

※ 令和4年度は、試行として1・2年生を中心に、新設校へ体験・訪問・見学を行う。

- ③ 第二期② 小学校の言語障害通級指導学級を新設し、言語障害児童の指導を充実させる。

時 期 令和4年～

<言語障害通級指導学級> 1校（第六小学校）

令和4年度から令和5年度までの2年間をかけて

言語障害通級指導学級（新設） ⇒ 第六小学校

※ 令和4年度は、試行として巡回を行い、令和5年度の新設に向けての準備を行う。

- ④ 第三期 小学校の知的を新設し、現在設置している学校から移設することで、

特別支援学級設置校の一枚における特別支援学級の数を分散する。

時 期 令和5年～

<知的学級> 2校 (清瀬第十小学校、清明小学校)

令和5年度頃から令和7年度までの3年間かけて清瀬小学校から移設し、学級数を分散

清瀬小学校 ⇒ 清瀬第十小学校、清明小学校 (令和6年度第一学年から)

※ 令和5年度は、試行として低学年を中心に、新設校へ体験・訪問・見学を行う。

- ⑤ 第四期 小学校の知的を新設し、特別支援学級設置校の一枚における特別支援学級の数を分散する。

時 期 令和6年～

<知的学級> 1校 (清瀬第六小学校)

令和6年度頃から3年かけて清瀬第七小学校から一部を清瀬第六小学校に移設し、学級数を分散

清瀬第七小学校 ⇒ 清瀬第七小学校、清瀬第六小学校 (令和7年度第一学年から)

※ 令和6年度は、試行として低学年を中心に、新設校へ体験・訪問・見学を行う。

- ⑥ 第五期 期間：公共施設再編計画に準ずる (令和10年以降)

※清瀬小学校の改築に伴う小学校の再編

- ⑦ 最終期 (想定) 期間：公共施設再編計画に準ずる (令和20年以降)

※清瀬小学校以外の改築に伴う小・中学校の再編

留意事項

- ① 学級の新設・移設については、財政面での負担を極力避けるよう、空き教室の有効活用や職員室の共有など、様々な工夫を図る。
- ② 公共施設の再編と関わるため、第一期～最終期までの計画は、流動的であり、期間の変更や順番の入替え等を図りながら無理のない範囲で実施する。
- ③ 新設・移設については、原則として、新1年生を中心に、小学校、中学校ともに3年間かけて行う。

(2) 特別支援学級新設・移設にあたっての手引の作成

特別支援学級の新設・移設にあたっての指導スペースの縮小や事務業務など、学校の負担が大きい。そこで、新設・移設に向けた手引を作成し、保護者向け説明会の実施や学校が発信すべき内容、教育課程の編成の仕方等、各学校が行うべき業務などの詳細を提示する。

留意事項

- 新設・移設にあたっては、学校任せにならないよう市教委として、各課の担当及び指導主事等が相談にのり、円滑に行われるよう努める。

2 交流及び共同学習の充実

取組の方向性

- 障害種別（知的、情緒）の障害特性に応じた教科等における交流及び共同学習の充実
- 遠足（旅行）・集団宿泊的行事における交流及び共同学習の充実
- 通常の学級における教員及び児童・生徒の障害に関する理解促進

取組の具体

（１） 知的における交流及び共同学習の充実

知的の児童・生徒が、通常の学級において教科等の指導を受けることは、知的及び通常児童・生徒の双方にとって、教育的価値は高い。しかし、その反面、知的障害の特性から通常の学級で学習させることは、本人の意識の低下につながりかねない。そのため、体育や図工（美術）、音楽、家庭科等の実技教科等を中心に一定の単元での共同学習を充実させる。また、特別活動や給食指導等での交流及び共同学習についても、日常的に実施していくことが望まれる。

（２） 情緒における教科等の指導の充実

知的障害が認められない情緒の児童・生徒の教科等の指導については、その後の進路等を視野に入れ、可能な限り通常の学級と同様の習熟度による指導に努めなくてはならない。そのため、特別な教育課程を編成する中で、個に応じた、通常の学級で授業を受ける時間を充実させるなど、意図的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切である。また、中学校においては、情緒のための講師等を都に申請し、教科等指導の充実を図ることが望まれる。

※「知的障害は認められない」の判断について

就学支援委員会等における児童・生徒観察、面談、各資料等に基づき、本人のその時の主障害を医師等が総合的に判断している。

（３） 遠足（旅行）・集団宿泊的行事における交流及び共同学習の充実

遠足（旅行）・集団宿泊的行事における交流及び共同学習は、教科等とは異なり、日常にない生活環境の中で、互いに支え合って生きていくことの大切さを学ぶ絶好の機会である。そのため、特別支援学級が単独で行ってきた遠足（旅行）・集団宿泊的行事を通常の学級との合同で実施・充実させていくことが望まれる。

（４） 通常の学級における児童・生徒の障害に関する理解促進

交流及び共同学習を推進するにあたっては、通常の学級の児童・生徒の障害理解は不可欠である。そのため、交流及び共同学習の実施前には必ず、障害理解に関わる授業を実施する。合わせて、授業を行う教員の資質向上も重視することが望まれる。

留意事項

- ① 交流及び共同学習は、障害のある児童・生徒及び保護者の意思や考えを尊重することが最も重要視されることに留意する。
- ⑥ 情緒の児童・生徒が、通常の学級で授業を受けることが本人の意識低下につながるが無いよう、個に応じた自立活動の指導を充実させることに留意する。
- ⑦ 遠足（旅行）・集団宿泊的行事における交流及び共同学習の実施にあたっては、通常の学級及び特別支援学級の教員双方が、十分に連絡を取り合うことが前提となる。また、指導計画に基づく内容や方法など、障害のある児童・生徒の一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなど、組織的に行うことに留意する。

3 推進体制の構築

取組の方向性

- 就学相談体制の更なる充実
- 保護者、地域等における特別支援教育の理解啓発の推進
- 校内における推進体制の構築

取組の具体

（１） 情緒の就学相談におけるフォローアップ相談の充実

情緒の児童・生徒では、特別な教育課程を編成しつつも、将来、通常の高等学校等への進学が前提である。そのため、情緒への入級後のフォローアップ相談を今まで以上に充実させ、障害適応の程度も観察し、医師等の専門家の意見を聞きながら、通常の学級への転籍も含めて、弾力的な相談体制を構築する。

（２） 学校だよりや保護者会等での理解啓発

保護者や地域における理解啓発は、容易ではない。そのため、「学校だより」や保護者会等の機会を通して、管理職自らが、障害理解の大切さを発信すること。また、特支援学級の児童・生徒に限らず、特別支援教室やサポートルームを活用する児童・生徒の保護者等、校内において障害もしくはその傾向にある児童・生徒の保護者を中心とした保護者会を実施するなど効果的である。

（３） 特別支援教育に関わる校内委員会業務の平準化

昨今、特別支援教育コーディネーター及び特別支援教育に関わる校内委員会の役割は重要視され、その業務は年々増してきている。また、保護者からの相談等も多数あり、その解決に費やす時間も負担となっている。そのため、

校内における推進体制の強化・充実を図るため、校内委員会を委員会から特別支援教育部に変更したり、他の分掌における業務を軽減したりするなどして、同一の教員が過度に業務を担うことが無いよう工夫する。

留意事項

- 障害の理解促進については、特別支援学級の設置校だけでなく、市全体としての発信が不可欠である。そのため、市教委としても、様々な発信を行い、市民全体への働き掛けを行うようにする。

4 教員の資質の向上

取組の方向性

- 通常の学級教員の資質の向上
- 教員サポート体制の充実

取組の具体

(1) 交流及び共同学習の推進に向けた手引きの作成

交流及び共同学習の実施には、通常の学級教員の指導が重要視される。そのため、障害に関わる知識や実施する流れ、留意すべき事項、実施後の評価など、詳細にまとめた手引きを作成し、資質の向上を図る。

(2) ユニバーサルデザインを意識した授業改善

交流及び共同学習を進めるにあっては、ユニバーサルデザインを取り入れた授業改善が不可欠である。各学校においては、日常的に誰にもわかりやすく、様々な障害特性を意識しての授業改善が求められる。

(3) 内外の専門家の活用

通常の学級教員は、必ずしも特別支援に関する造詣が深いわけではない。そのため、校内にいる特別支援学級や特別支援教室の教員との連携は不可欠である。

また、それだけではなく、通常及び特別支援学級の教員両者にとって、特別支援学校のコーディネーターや心理、福祉、医療等の外部専門家の活用は有意義であり、その機会を十分に確保する必要がある。

留意事項

- 通常の学級と特別支援学級との教員の連携を強化するために、管理職は、双方の定期的な打合せ時間の設定や情報交換ノートなど取組の配慮をする。その際には、双方の教員の過度な業務負担にならないようにすることも大切である。

清瀬市立学校特別支援学級再編計画 ～公共施設再編を踏まえた特別支援学級の新設・移設計画～	
2021 年 12 月 発行	
発行 者	清瀬市教育委員会 （事務局教育指導課）
所 在 地	〒204-8511 東京都清瀬市中里 5-842
電 話	042-492-5111

